

監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月3日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

### 香川県公安委員会規則第1号

監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則の一部を改正する規則

監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(監察の実施状況の報告)</p> <p>第3条 香川県警察本部長は、監察実施計画に基づく監察を実施したときは、香川県公安委員会に対し、<u>速やかに</u>その実施の状況を報告するものとする。</p> <p><u>2 前項に規定する監察以外の監察を実施した場合において、必要があるときは、香川県公安委員会に対し、その実施の状況を報告するものとする。</u></p>	<p>(監察の実施状況の報告)</p> <p>第3条 香川県警察本部長は、監察実施計画に基づく監察を実施したときは、<u>四半期ごとに香川県公安委員会に対し、その実施の状況を報告するものとする。ただし、特に必要がある場合は、速やかに報告するものとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)
- 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～94 略					1～94 略				
95 監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則（平成12年香川県公安	第2条 略				95 監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則（平成12年香川県公安	第2条 略			
	第3条第1項	監察実施計画に基づく監察の実施状況の報告の受理	略			第3条	監察の実施状況の報告の受理	○	
	第3条第	監察実施計画に基づく	○						

委員会規則第17号)	<u>2項</u>	<u>監察以外の監察の実施 状況の報告の受理</u>		
96～102 略				
備考 略				

委員会規則第17号)				
96～102 略				
備考 略				